



島根県報

平成23年2月22日（火）

号外第17号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第118号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
一般国道	432号	松江市八雲町東岩坂1836番地先から同1612番1地先まで	前	A	メートル 4.50～9.00	メートル 937.00	松江県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 災害防除工事 ダブルウェイ B区間の拡幅
				B	8.00～29.00	1,058.40		
			後	A	4.50～9.00	937.00		
				B	8.00～32.00	1,058.40		
県道	七類雲津長浜線	松江市美保関町雲津182番地先から同183番地先まで	前	A	5.00～7.90	82.00	松江県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設道設置
			後	A	5.00～7.90	82.00		
				B	6.00～12.00	82.80		
"	一の瀬折居線	浜田市鍋石町525番1地先から同地先まで	前		6.30～19.20	55.30	浜田県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後		6.30～19.20	55.30		
"	"	浜田市鍋石町433番1地先から同町426番地先まで	前		4.10～6.30	47.00	浜田県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後		6.50～9.70	47.00		
"	"	浜田市鍋石町432番1地先から同町428番2地先まで	前		3.50～13.20	69.40	浜田県土整備事務所	交通安全工事 拡幅

			後	6.40～ 13.20	69.40	
”	”	浜田市井野町イ256番4 地先から同イ254番3地 先まで	前	3.30～ 12.00	80.40	交通安全工事 拡幅
			後	8.20～ 21.60	80.40	

島根県告示第119号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	松江市東津田町字舟津田1311番1地先から同1294番2地先まで	メートル 136.00	平成23年 3月23日	松江県土整備 事務所	
県道	七類雲津長浜線	松江市美保関町雲津182番地先から同183番地先まで	82.80	平成23年 2月22日		
〃	桜江金城線	浜田市金城町追原6483番3地先から同308番3地先まで	246.00	平成23年 2月22日	浜田県土整備 事務所	
〃	三隅井野長浜線	浜田市田橋町1332番2地先から同町48番1地先まで	293.00	平成23年 2月22日		
〃	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ1249番1地先から同イ907番2地先まで	228.00	平成23年 2月22日		
〃	益田種三隅線	益田市下種町2906番地先から同町1674番4地先まで	160.00	平成23年 2月22日	益田県土整備 事務所	